「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」について

令和７年12月16日
内閣府地方創生推進室
こども家庭庁成育局成育環境課

１．題名

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

２．改正の概要

①　重点支援地方創生臨時交付金に係る改正

物価高騰への対応として、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）に基づく給付金・定額減税一体措置について、各市町村を通じて執行を進めてきたところ。

これらの給付のうち、令和６年度補正予算により措置した給付について、その額に不足が生じたことから、令和７年度補正予算により所要額を補填する必要がある。

以上を踏まえ、給付金・定額減税一体措置の一部の給付のうち、令和７年度補正予算により補填するものについて、差押禁止等の対象に新たに追加するもの。

②　物価高対応子育て応援手当に係る改正

「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年11月21日閣議決定）に基づき、令和７年度補正予算において、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、０歳から高校３年生までのこどもを養育する子育て世帯を対象として、物価高対応子育て応援手当を支給することとなったところ、当該手当についても、差押禁止等の対象に新たに追加するもの。

３．意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

４．意見公募を行わなかった理由

本府令は、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第１号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

５．公布日・施行日

公布日：令和７年12月16日

施行日：公布の日

【参照条文】

〇行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第 39 条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八　（略）

【問合せ先】
内閣府地方創生推進室
担当：渡延、佐藤、庵原
℡：03-5510-2474
こども家庭庁成育局成育環境課
担当：久保、福原
℡：03-3539-8327